

序章





計画策定の経緯

食は生命の源であり、健全な食生活は^{用)}人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。

近年、社会経済構造等が大きく変化していく中、ライフスタイル^{用)}や価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が変わってきました。また、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中で、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事など様々な食の問題が顕在化しています。

このような中、国では国民運動として食育を推進していくため、平成17年7月に食育基本法^{用)}を施行しました。また、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を定めた食育推進基本計画^{用)}を平成18年3月に策定しました。

81万人の市民が住む本市は、日本有数の農業都市であり、身近に生産される米をはじめ多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚のほか食卓を彩る花など健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。

しかし、高度経済成長期以降、生産者と消費者の距離が拡大するとともに、朝食の欠食など食生活をめぐる様々な課題が見られます。これらの課題に対して行政、教育・保育、保健医療、農林漁業、食品産業などの関係者が連携し、食育に関する施策を総合的・計画的に取り組んでいくことが求められています。

本市ではこのような状況の中、本市の特色を生かし、「様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』」を市民運動として推進するため、平成19年3月に新潟市食育推進条例^{用)}（以下「条例」という。）を制定しました。

本計画は、この条例に基づき、食育の推進により市民一人ひとりが健全な食生活を送り、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性^{用)}を育むことができる社会の実現を目指し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定します。

用) 資料の用語解説参照

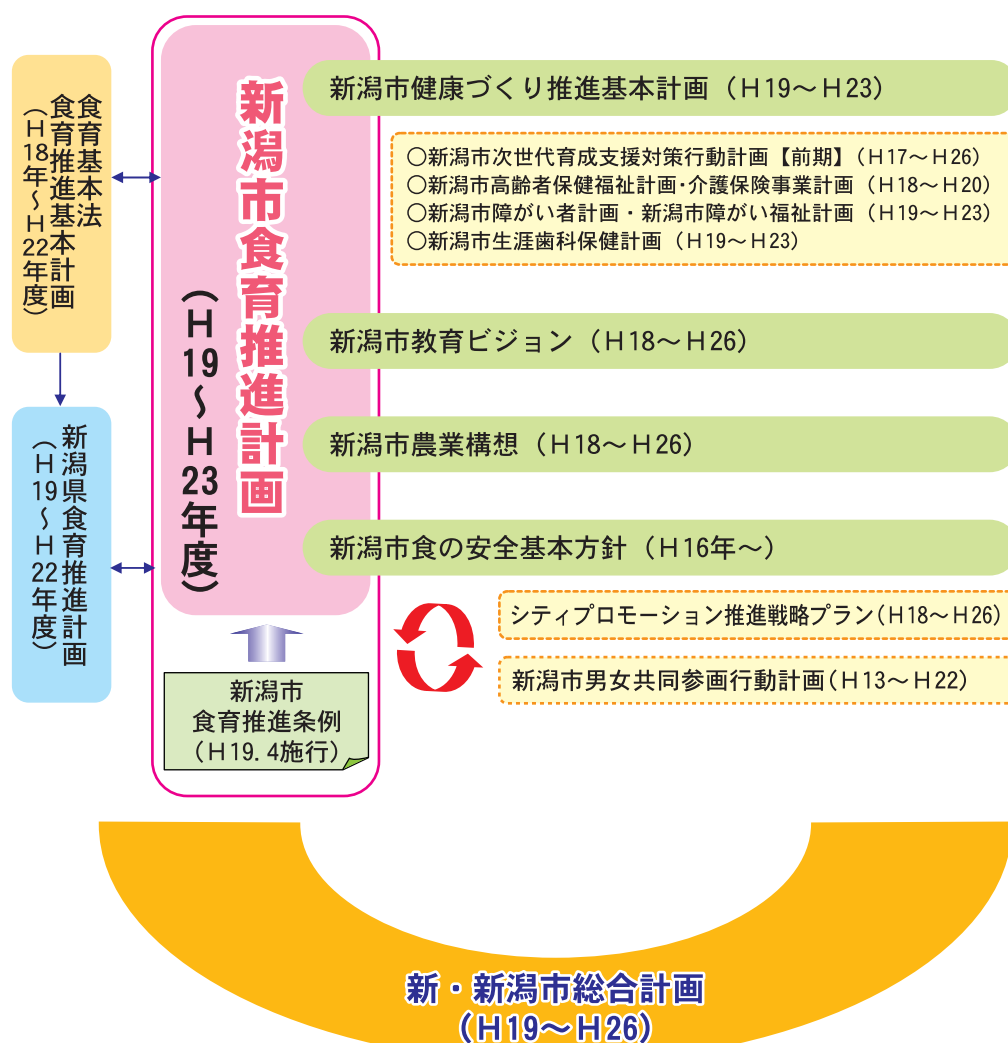


計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

なお、本計画は、新・新潟市総合計画、その他の本市の関連計画、指針などと整合性を図りながら実施するものとします。

計画の位置付け



食育基本法第18条第1項 (抜粋)

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。



食育推進に関する施策についての基本的な方針

本計画では、新潟市食育推進条例の基本理念及び施策の基本となる事項を踏まえ、食育推進に関する施策を講ずるものとします。

条例の基本理念、施策の基本となる事項（概要）

■基本理念（第3条）

- ① 心身の健康の保持・増進，豊かな人間性の形成，感謝の念の醸成等
- ② 自発的な意思の尊重，家庭が重要であるという認識のもとでの関係者の有機的^用な連携
- ③ 特に子どもたちに対する積極的な取組
- ④ 生産者と消費者との交流による地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費

■施策の基本となる事項（第11条～第18条）

- 家庭における食育の推進
 - ・市民の健全な食習慣の確立
- 学校，保育所等における食育の推進
 - ・食に関する指導内容・指導体制の充実や学校給食等の活用等
- 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進
 - ・食育の専門的知識を有する者の養成や活用，保健所，医療機関等による食育の普及啓発活動の推進
- 地域の力を生かした食育の推進
 - ・高齢者，地域コミュニティ協議会，食生活改善推進委員等の地域の力を生かした食育の推進
- 生産者と消費者との交流
 - ・信頼関係の構築
 - ・自然の恩恵等が生まれ，地域の活性化や環境と調和のとれた食料の生産・消費
- 地産地消の促進
 - ・農林水産物の地域における積極的な消費や学校，保育所等における利用の促進
- 食文化の継承のための支援
 - ・地域の特色ある食文化の継承
- 食育の普及啓発等
 - ・食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信



計画の期間

本計画の期間は、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うものとします。